

## 平成28年度 第7回

# 常呂まちづくり協議会資料

- 平成29年度常呂まちづくりパワー支援補助金について・・・〔P. 1～P. 4〕
- 使用料改定について・・・〔P. 5～P.11〕
  
- 中期財政計画・・・〔別冊資料1〕
- 平成29年度予算（案）資料・・・〔別冊資料2〕
- 平成29年度予算（案）概要（予算規模）・・・〔別冊資料3〕
- 第9次実施計画・・・〔別冊資料4〕
- 第9次実施計画採択状況一覧（H29～H31 常呂自治区関係事業）・・・〔別冊資料5〕
- 平成29年度予算一覧〔常呂自治区〕（臨時費・政策的経費）・・・〔別冊資料6〕
  
- 北見市合併検証報告書・・・〔別冊〕

常呂まちづくり協議会

## まちづくりパワー支援補助金制度に係る主な論点と今後の方向性

### 1 まちづくりパワー支援事業の必要性～本事業を継続すべきかどうか。

- ・ 存続の是非
- ・ 終期設定の必要性

#### 【考え方】

- ・ 本事業については、地域社会への貢献を目的とする市民発意の事業に対し支援を行う事業であり、市民参画によるまちづくりのための事業実現に対し、高い有用性を担ってきた。
- ・ 現在、5年間を目処として終期を設定していますが、上記観点からも継続してここの妥当性が高い。

#### 【今後の方向性】

終期設定を撤廃し、5年毎、制度の検証と必要に応じ見直しを行う。

### 2 自治区ごとの運用～予算付け、申請、審査等を各自治区で行うことは妥当か。

- ・ 自治区を尊重し、4つのまちづくり協議会での対応としている。
- ・ 自治区間で予算の融通を可能とすべきか。

#### 【考え方】

- ・ 本制度は、自治区の独自性を尊重しながらも、均衡ある発展を期待するものである。また、予算は、市民の自主的な活動による各自治区の振興等、当初の目的達成のために執行していくことが望ましい。

#### 【今後の方向性】

事業本来の趣旨を踏まえ、今後とも自治区完結型として運用していくものとする。

### 3 補助率等について～現行制度は妥当か【交付要綱第6条】

- ・ 経年に伴う補助対象経費の減額及び評価点数に応じた補助額の減額の妥当性は。
- ・ 予算規模の大きな団体は、補助率（経年に伴う係数）の影響を受けにくい。

#### 【考え方】

- ・ 経年に伴う補助対象経費の減額については、自立支援を目的とした制度本来の趣旨に基づくものであり、また、限られた予算額の中、評価点数による補助額の減額は、事業の質の向上を促すことはもとより、より多くの団体への支援に結びついていると考えられる。（減額に伴い事業を取りやめた団体はない。）

【今後の方向性】

・応募事業数・事業規模については、年度によりバラつきがあり、その状況等を鑑み補完する統一した採択基準の構築には、応募状況の変動について、さらにその趨勢を見極め、予算額の増減を含めて判断していく必要があると考えられるため、今回の改正事案の対象とはせず、今後の状況を注視していく。

4. 補助対象事業について～市外でのプロモーション活動を事業対象とすべきか。

【考え方】

・まちづくりパワー支援補助金交付要綱第4条では、「～交付対象者が自治区の振興を目的として行う自主的で誰もが参加できる公益的な活動～」とされる点、また、まちづくりパワー補助金取扱要領の3では、「補助事業を行う主たる場所は、当該自治区内とする」など、地域での事業実施に対し、重きを置いた要綱・要領となっている。

【今後の方向性】

・自治区外へのプロモーション活動については、まちづくりパワー支援補助金交付要綱第2条「～地域の活性化に向けた～、北見市にふさわしいまちづくり活動を支援～」との趣旨に叶うものではあるが、本要綱では、さらに、第4条で、「～交付対象者が自治区の振興を目的として行う自主的で誰もが参加できる公益的な活動～」と位置づけられているとおり、より多くの自治区内住民の参画の機会を誘発し、地域内交流の促進を期待する事業を支援することが目的であることから、市外での活動をメインとした事業については、補助対象外として考える。



## どんな事業に支援してくれるの？

市民団体が、常呂自治区の振興を目的に主に自治区内で実施する事業が対象です。誰もが参加できる公益的な事業や活動が対象です。事業の規模や分野、テーマは自由ですが、政治的・宗教的・営利的なものは除きます。また、北見市外で行う事業、北見市の他の助成制度の補助が受けられる事業は除きます。

### 支援事業の一例

- ・ワッカ原生花園の理解を深めるための展示物や小冊子を作成する事業
- ・海水浴場を活用し、ステージイベントの開催や農水産品の販売・飲食を行う事業
- ・常呂の食材を使った家庭の味を書籍化し、常呂の豊かさを伝える事業 など

## 取扱要領の一部が改正されています。

- 審査基準を見直し、事業採択の幅を広げました。
- 補助係数（採点によるランク別補助率）を廃止し、事業が採択されれば、減額されることなく、原則補助金の額は要望額どおりとなりました。ただし、複数事業の申請がある場合で採択下位の事業は予算の範囲内での交付となる場合があります。

## 支援の内容は？

北見市の予算の範囲内で、

- ・対象となる経費の10分の9以内 かつ
- ・5万円以上100万円未満 の範囲で補助金を交付します。

## どんな団体に支援してくれるの？

常呂自治区内に代表者の住所と事務所があり、5人以上で構成された団体が対象です。ただし、法人格を持つ団体、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体、町内会・自治会またはその連合体は対象外です。

## 対象となる経費は？

補助対象経費は、事業を実施するために直接必要となる経費です。

団体構成員の人件費・報償費、飲食費、不動産の取得・造成・補償費、単価3万円（税込）を超える備品の購入費は対象外です。

## 事業を実施できる時期は？

平成29年度中(平成29年4月1日～平成30年3月31日)であれば実施できます。

## どこに申し込めばいいの？

所定の申請書類を常呂総合支所総務課地域振興係に提出してください。

※申請書類は、常呂総合支所総務課で配布しています。

※北見市ホームページからダウンロードすることもできます。

『行政・まちづくり』⇒『まちづくり協議会』⇒『まちづくりパワー支援補助金』

申請書類は下記のとおりです。

- ①事業企画書    ②年間活動計画書    ③事業予算書
- ④会員名簿・事務局    ⑤書類公開同意書
- ⑥規約、会則(制定されている場合)    ⑦全体活動計画及び実績
- ⑧その他必要に応じて指示する書類

## 申し込みの期間は？

平成29年4月3日(月)から14日(金)まで (受付時間 8:45～17:30) ※土・日を除く

## 審査があるの？

常呂まちづくり協議会が書類審査・公開ヒアリング審査を行い、予算(常呂自治区分：150万円)の範囲内で採択事業を決定します。

※公開ヒアリング審査では、事業のプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションとは、審査委員や一般傍聴者の前で事業の説明・PRを行うことです。

※概ね次の観点で審査します。

- 社会的公益性    ○地域的必要性    ○地域貢献性    ○実現性    ○地域への波及度

## 決定はいつ？

5月中旬までにご連絡いたします。

## 事業が終了したら？

所定の精算手続きを行っていただきます。

また、常呂まちづくり協議会で事業報告をしていただきます。事業の実績は、北見市のホームページ等で公開されます。

## その他必要事項は？

チラシ・ポスター・看板等に常呂まちづくりパワー支援補助金を受けて実施している旨を表示していただきます。

## わからないことは？

ご質問、相談を随時お受けします。下記までお気軽にお問合せください。

- ◆北見市常呂総合支所 総務課 地域振興係
- TEL(0152)54-2113 FAX(0152)54-3887
- E-mail : [to.somu@city.kitami.lg.jp](mailto:to.somu@city.kitami.lg.jp)



## 使用料等の基本的な考え方と料金負担等について

使用料等は、市が法令・条例等に基づき、あるいは市民要望などに即した自主的な裁量権をもって行う「市民サービス」の対価として利用者から徴収する料金であり、地方公共団体が提供する市民サービスは良質・安定的・安価かつ公平に供給することが基本と言えます。また、この「市民サービス」を供給するために必要となる費用の全部又は一部については、その利用者が負担するべきといういわゆる受益者負担の原則のもとに賄われるべきものです。

この場合、受益者負担としての料金は、提供する「市民サービス」の原価コストに見合った料金であることが基本であり、そのコストについては適宜見直しを行い、適正な料金をもって市民負担の公平性の確保を図ることが求められています。

本市の使用料等の見直しについては概ね4年を目途に行うことを基本としており、平成23年の改定後、平成26年12月市議会第4回定例会に平成27年4月改定の関連条例改正案を提案しましたが、成立に至らなかったところです。今回改めて、受益者負担が生ずる使用料等を対象に見直しを行うこととし、その適正な負担（料金）を定めるに当たっては、原価計算の手法により適正な原価コストを算定し料金の改定を行うものです。

### 1. 見直し対象について

見直しの対象となる収入科目については、次のとおりとする。

- (1) 使用料 地方自治法第225条に基づき徴収する行政財産の目的外使用又は公の施設の利用の対価
  - (2) 財産収入（貸家料・貸地料等の財産貸付収入）
  - (3) 雑入（使用料等に準じて徴収されるもの）
  - (4) 地方自治法第244条の2に定める利用料金（指定管理者が収受する利用料金）
- ただし、上記4項目のうち、次のものは対象外とする。
- ①法令による基準により改定するもの（公営住宅使用料など）
  - ②他の条例を準用するもの（農業集落排水使用料、簡易水道使用料など）
  - ③市場価格等の変動に合わせ、実費弁償的に徴収するもの（※公衆電話取扱手数料など）

### 2. 原価計算の考え方

- (1) 原価計算の方法

使用料（利用料金）にあつては、

物件費・・・推計額

人件費・・・基準人件費 × 稼働時間とし、推計額については、直近3か年（平成24～26年度）の決算額を基本に現時点で見込まれる諸要件を含めて算定し、「使用面積1㎡当たり原価」あるいは「利用者1人当たり原価」を求める。

- (2) 原価計算の特例

霊園使用料については、造成事業費による原価計算を特例とする。

- (3) 人件費

人件費は、使用料等の対象となる事務の時間的消費量に対応した費用を原価として算入することを基本とし、統一した年間人件費、年間勤務時間、1分当たり人件費については次のとおりとする。

年度	年間人件費	年間勤務時間	1分当たり人件費
平成24年度	7,509,000円	2,015h	62.11円
平成25年度	7,465,000円	2,015h	61.75円
平成26年度	7,198,000円	2,015h	59.54円

#### (4) 消費税の取扱い

原価計算に当たっては、消費税を含めた額を原価とする。

### 3. 受益者負担の割合

受益者負担については「原価 - 公費負担 = 受益者負担」により求めることとなるが、この場合の受益者負担は「全面的に公費負担とするもの」から「全面的に受益者負担とするもの」まで存在することとなり、この受益者負担の割合を整理する必要がある。基本的には原価計算により算定されたコストについて、

- (1) 使用料（利用料金）は、受益者が当該施設から受ける基本的なサービスの内容、形態、質及び量等の差を反映させる必要があることから、施設ごとに一定の負担割合を設けて、その割合に対応したコストを受益者の負担とする。
- (2) 貸家料、貸地料、雑入は、100%受益者負担とする。

### 4. 料金の改定

#### (1) 料金改定率

使用料（利用料金）にあつては、

①「2. 原価計算の考え方」に基づいた原価に受益者負担割合を乗じて受益者が負担すべき原価を算出する。

②直近3年間の平均収入額から「使用面積1㎡当たり収入額」あるいは「利用者1人当たり収入額」を求め、受益者が負担すべき原価との差額から改定率を求める。

(2) 現行料金と算定料金との間に差がないものについては改定しないが、差があるものについては 現行料金 × 当該改定率で、増額又は減額の改定を行う。

また、増額となる場合は受益者にとって相当の負担増となることから、増額となる改定率が20%を超える場合には、「現行料金×1.2」を上限として改定する上限改定率を設ける。

### 5. 同類施設の体系化

市民が使用する際の負担の公平性を確保するため、設置の趣旨・目的等が同じ施設について、統一した使用料（利用料金）体系とする。

具体的な手法としては、

(1) 各自治区にある同類の施設を次のとおり区分する。

- ①-1 住民センター（北見、留辺蘂）
- ①-2 地域集会施設（4自治区）
- ② 公民館（4自治区）
- ③ 体育センター・トレーニングセンター（4自治区）
- ④ 野球場（端野、常呂、留辺蘂）
- ⑤ 球技場（北見）
- ⑥ 総合グラウンド（端野、常呂、留辺蘂）

- ⑦ テニスコート（北見、端野、留辺蘂）
- ⑧ ドーム施設（4自治区）
- ⑨ パークゴルフ場（4自治区）
- ⑩ 温水プール（北見、常呂）
- ⑪ 市民ホール等（北見、端野）
- ⑫ バーベキューハウス（端野、留辺蘂 ※常呂はその他とする）
- ⑬ 陶芸施設（北見、端野、留辺蘂）
- ⑭ その他（同類の施設がないもの）

（2）同類の施設の収入・原価を各々合算し、改定率を求める。

（3）各施設の使用料（利用料金）を合算により求めた改定率により改定する。

## 6. 料金改定における特例

上記により算出した使用料（利用料金）が、近隣の同種の施設（民間施設を含む）と比べて著しく差が生じる場合には、例外として均衡を図ることができることとする。

### （1）民間競合施設

- ・自然休養村センター（宿泊利用に係るもの）
- ・グリーンクアパーク交流促進センター（のんたの湯）
- ・北見モイワスポーツワールド（コテージ）
- ・留辺蘂町八方台森林公園（休養施設ぱるむ）

### （2）近隣自治体同種施設

- ・パークゴルフ場

### （3）その他例外

- ・道の駅おんねゆ温泉

## 7. 減免の取扱いの見直し

減免については、受益者負担の明確化・利用者間の公平性の観点から、減免のガイドラインを定め、原則、基準の統一化を図ることとする。

## 8. 新料金の単位

- ①料金単価が1,000円未満の場合 10円単位
- ②料金単価が1,000円以上の場合 100円単位

## 9. 冷暖房料・夜間照明料について

冷暖房料については部屋の面積や機器の形態に、夜間照明料については消費電力量に応じて料金設定を行うこととする。

## 10. 料金改定の時期

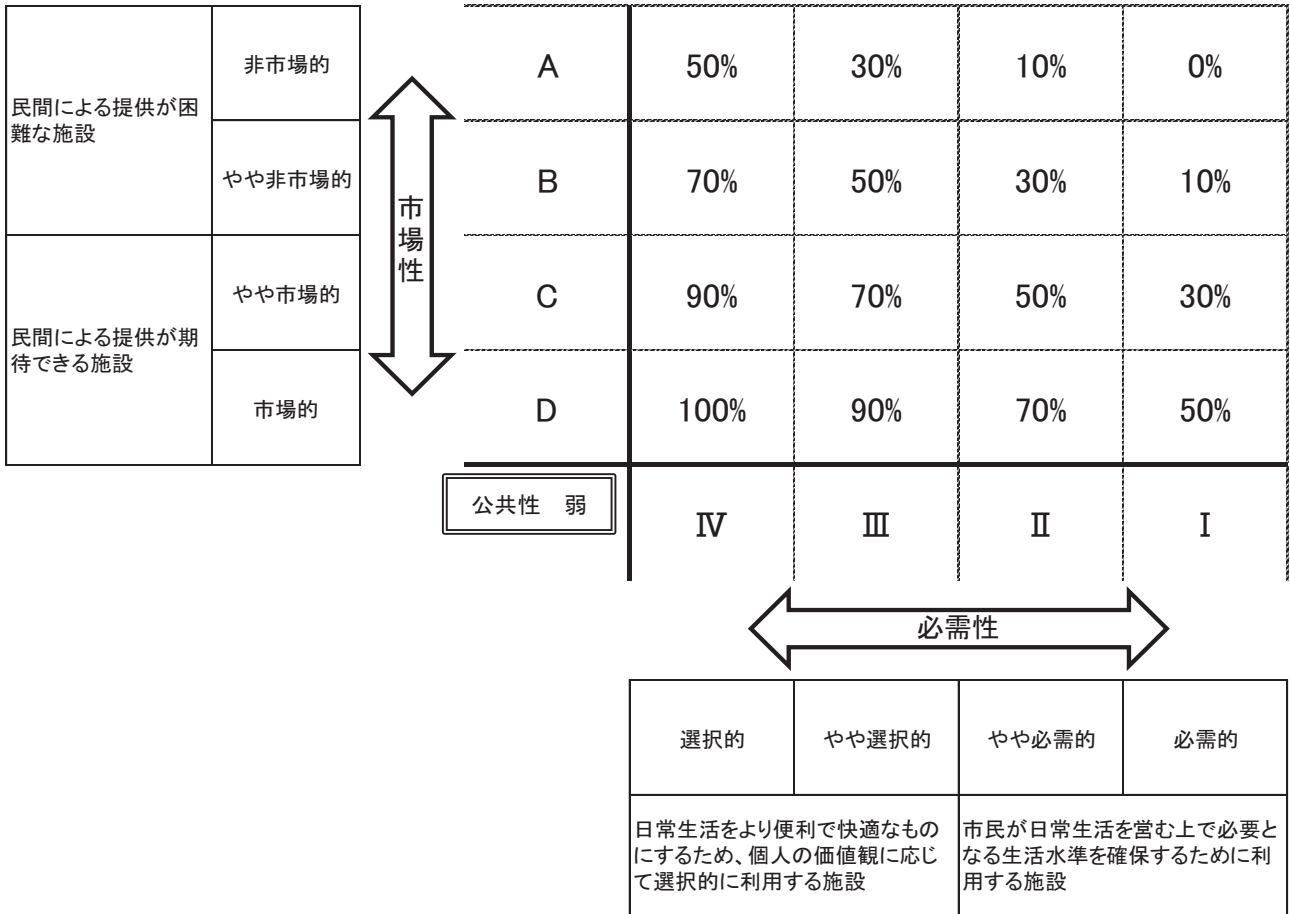
平成29年4月1日とし、実施に当たっては広く市民への周知を行い、円滑に新料金体系に移行できるよう努めることとする。



## 2. 使用料の受益者負担率

○サービスの性質(公共性の強弱)による受益者負担率の設定

公共性 強



施設等名	区分	必需性	市場性	負担率	参考(従前の負担率)
住民センター	同類施設	II	B	30%	50%
地域集会施設	同類施設	II	B	30%	50%
公民館	同類施設	II	B	30%	50%
体育センター・トレーニングセンター	同類施設	II	B	30%	50%
野球場	同類施設	II	B	30%	50%
球技場	同類施設	II	B	30%	50%
総合グラウンド	同類施設	II	B	30%	50%
テニスコート	同類施設	II	B	30%	50%
ドーム施設	同類施設	II	B	30%	50%
温水プール	同類施設	II	B	30%	50%
市民ホール等	同類施設	II	B	30%	50%
陶芸施設	同類施設	II	B	30%	50%
パークゴルフ場	同類施設	III	B	50%	75%
バーベキューハウス	同類施設	III	C	70%	50%
火葬場(火葬炉(肢体以外))(市内)	その他	I	A	0%	25%
高齢者福祉会館(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
老人いこいの家(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
高齢者福祉センター(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
総合福祉会館	その他	I	A	0%	0%
児童館(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
働く婦人の家(目的外使用以外)	その他	I	A	0%	0%
道路	その他	I	A	0%	0%
公園	その他	I	A	0%	0%
学校	その他	I	A	0%	0%
図書館(多目的視聴覚室以外)	その他	I	A	0%	0%

施設等名	区分	必要性	市場性	負担率	参考（従前の負担率）
火葬場（火葬炉（肢体）、焼却炉、霊安室、控室）（市内）	その他	Ⅱ	B	30%	25%
高齢者福祉会館（目的外使用）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
老人いこいの家（目的外使用）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
高齢者福祉センター（目的外使用）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
児童館（目的外使用）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
北見田園空間情報センター（ハッカ蒸留小屋）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
石倉公園（交流ホール）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
物産センター	その他	Ⅱ	B	30%	50%
手工芸の館	その他	Ⅱ	B	30%	50%
市立学校施設の使用実費負担	その他	Ⅱ	B	30%	50%
市民トレーニングセンター（会議室）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
東陵公園（野球場、陸上競技場）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
市民スケートリンク（会議室以外）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
カーリングホール（会議室以外）	その他	Ⅱ	B	30%	50%
北網圏北見文化センター	その他	Ⅱ	B	30%	50%
歴史民俗資料館	その他	Ⅱ	B	30%	50%
ところ遺跡の館	その他	Ⅱ	B	30%	50%
市営牧場（放牧料）	その他	Ⅲ	B	50%	50%
野付牛公園（ボート）	その他	Ⅲ	B	50%	50%
富里湖森林公園	その他	Ⅲ	B	50%	50%
森と木の里	その他	Ⅲ	B	50%	50%
八方台森林公園（キャンプ場）	その他	Ⅲ	B	50%	50%
八方台スキー場	その他	Ⅲ	B	50%	75%
北見地域職業訓練センター	その他	Ⅲ	C	70%	75%
北見中高年齢労働者福祉センター（体育室・トレーニング室以外）	その他	Ⅲ	C	70%	75%
働く婦人の家（目的外使用）	その他	Ⅲ	C	70%	75%
北見勤労者総合福祉センター（多目的アリーナ以外）	その他	Ⅲ	C	70%	75%
工業技術センター	その他	Ⅲ	C	70%	75%
自然休養村センター	その他	Ⅲ	C	70%	75%
常呂森林公園（バーベキューハウス）	その他	Ⅲ	C	70%	50%
サロマ湖ワッカネイチャーセンター（貸自転車）	その他	Ⅲ	C	70%	75%
道の駅おんねゆ温泉（果夢林の館、山の水族館）	その他	Ⅲ	C	70%	75%
北見モイワスポーツワールド（コテージ）	その他	Ⅲ	C	70%	75%
八方台森林公園（休養施設ぱるむ）	その他	Ⅲ	C	70%	75%
北見ファミリーランド	その他	Ⅳ	C	90%	75%
市営バス	その他	Ⅳ	D	100%	100%
行政財産使用料	その他	Ⅳ	D	100%	100%
職員（学校教職員を含む）住宅	その他	Ⅳ	D	100%	100%
火葬場（市外）	その他	Ⅳ	D	100%	25%
墓地	その他	Ⅳ	D	100%	100%
霊園	その他	Ⅳ	D	100%	100%
市営浴場	その他	Ⅳ	D	100%	100%
市営牧場（捕獲料）	その他	Ⅳ	D	100%	50%
石倉公園（交流広場）	その他	Ⅳ	D	100%	50%
おんねゆ温泉花公園根々の丘	その他	Ⅳ	D	100%	100%
グリーンクアパーク交流促進センター（のんたの湯）	その他	Ⅳ	D	100%	100%
公営住宅	その他	Ⅳ	D	100%	100%
道路占用料	その他	Ⅳ	D	100%	100%
普通河川占用料等	その他	Ⅳ	D	100%	100%
準用河川占用料等	その他	Ⅳ	D	100%	100%
都市公園（興行等、公園施設管理、占用料）	その他	Ⅳ	D	100%	100%
屯田の杜公園（興行等）	その他	Ⅳ	D	100%	100%
八方台森林公園（興行等）	その他	Ⅳ	D	100%	100%